

## 役員の報酬・費用に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人雄山会(以下「この法人」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事という。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする理事長及び施設長等の施設職員の理事をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。(非常勤役員の中で当法人を主たる勤務場所とする理事長及び施設長等の施設職員の理事も含む)
- (3) 報酬等とは、社会福祉法において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を配慮するとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されることができる。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員と非常勤役員である理事長及び施設長等の施設職員は、その職務執行の対価として報酬を月額として支払うことができる。また、職務執行が週単位の1日とは従事した実数計算し決める。その他の理事は、理事会等の出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。ただし、当分の間、施設職員として給与規則に基づき算出されたものを支給とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。ただし、当分の間、施設職員として支給される退職手当のみとする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬額は、別表第1「常勤役員と非常勤役員の報酬額」のとおりとする。

- 2 理事会・評議員会等に出席の都度支給する報酬等は、別表第1「常勤役員と非常勤役員の報酬額」のとおりとする。

### 3 監事の報酬

監事が法人及び施設の運営状況を指導し、または監査する業務に当たった場合は第4条の2項と同じ報酬等を支給する。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、(年間報酬額を定める場合を含め、)月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(退任慰労金)

第8条 役員及び評議員等に対する退任慰労金を支払うことができる。慰労金を支払う対象者は理事（非常勤）・監事・評議員とし、別表4に定める退任慰労金を支給することができる。

2 在任期間の計算は、就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上は切り上げ、未満の時は切り捨てるものとする。

3 支払いの方法は、退任した時点において現金にて支給する。ただし、支給に当たり、決定の源泉税及び法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除するものとする。

(慶弔及び見舞金等)

第9条 役員等が、傷病により入院が1か月に及んだときは、別表第5に定める見舞金を支給する。

2 役員等が、火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表第5に定める災害見舞金を支給する。

3 役員等が死亡したときは、別表第5の定めにより相続人に慶弔金を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。

4 役員等の親族等が死亡したときは、別表第5の定めにより香華料を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第10条 この法人の規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。